

第51回広島県国土利用計画審議会 議事録

- 1 日 時 平成31年3月13日(水) 13時30分から14時40分まで
- 2 場 所 広島市中区基町10番52号
県庁北館4階 第4委員会室
- 3 出席委員 会長, A委員, B委員, C委員, D委員, E委員, F委員, G委員
- 4 議 題
(1) 広島県土地利用基本計画の変更案について
- 5 担当部署 広島県環境県民局環境県民総務課総務グループ
TEL(082)513-2715(ダイヤルイン)
- 6 会議の内容
(1) 開 会
(2) 県民生活部長挨拶
(3) 議 事
○広島県土地利用基本計画の変更案について(諮問)
広島県土地利用基本計画の変更案について、「適当である」旨の答申がなされた。
(4) 閉 会
- 7 質疑応答・意見の要旨

会長 それでは、ただいま説明を受けました案件につきまして、御意見等がありましたら、お願いしたいと思います。

埋立地と林地開発許可につきましては、報告事項でございます。それから農業地域縮小の2件につきまして、御意見等をお願いいたします。埋立地と林地開発許可について何かございませんか。では、石内北の案件について、御質問、御意見はありませんか。

会長 広島市の都市計画のほうで特に意見はありませんでしたか。

関係課 現在、関係機関協議の中で調整が整った段階です。平成31年に審議会にかけて変更していくという流れになっています。

会長 梶毛川の下流の地域ですが、この度豪雨災害がありましたが、排水についてきちんと対応されていると思いますが、心配はないでしょうか。

関係課 調整池の機能を持った梶毛ダムを建設しており、雨水等も問題ないと考えております。公共下水道が整備されており、汚水についても問題がないと考えております。

会長 豪雨災害の際にオーバーフローがあったようですが、そういうところも踏まえられているということですね。

関係課 はい。

- E委員** この会議でいつも感じるのですが、仕組み上、やむを得ないのだとは思いますが、冒頭で会長がこの審議会がいろいろなことを調整できる場とおっしゃられました。なかなか調整といっても難しいなと思います。役割的にはここで事後的に調整を行うことになっているとしても、例えば、防災の視点でこの開発はやるべきでないといった意見が事前にどこで言えるようになっているかなど考えていくと、仕組み的にはどうなのかなと思います。
- 事務局** 委員の御指摘はこちらも認識しているところです。一方で、法律でこの審議会の権能も定められており、現時点ではなかなか難しい部分だと考えております。
- 会長** 他県の事例の紹介となりますが、昔、宅地開発が盛んな頃、自治体が独自の条例をつくりました。これが国の指導要綱になりました。そういった例もあります。土地利用について広島スタイルというものを検討して、国へ持ち込むような時代です。時代の変わり目には、霞が関では見えないものがあると思います。
- A委員** 災害が起きている中で、法律に基づいてこれを変更しようという部分と将来的どうあるべきかという部分のギャップをどう埋めるかを考えないといけないと思います。試しにハザードマップを見ると、今回変更する地区には、赤い部分が含まれているようです。要は色々なデータがあるけれど、それをどう組み合わせるかということではないでしょうか。いわばプラットフォーム的な場となるように、データを集めて、こんなところもありますよねという認識を持ちながら議論することも必要だと思います。
- 会長** この審議会は、プラットフォーム的な場としての役割もあるのではないかということ。A委員さんからのご提案です。
他に御意見がございませんので、石内北については、承認するというところでよろしいでしょうか。
- 各委員** はい。
- 会長** 次に東広島市西条町助実の案件について、御質問、御意見はありませんか。
- 会長** 先ほどと同じように、まず東広島市においてどういう審議をされているのか、どういう状況なのかを教えてください。
- 関係課** この地区は先の都市計画の変更の際に、特定保留区域として、市街化区域への編入を保留していた地域でございます。地元の方々と開発業者との合意形成が整って、市街化が確実になったということで、来年度、市街化区域に編入するものです。前回公聴会を含め意見調整した際、特に意見がございませんでしたので、先の都市計画審議会でも特定保留として位置づけられることに異論はなかったところです。
- E委員** 375号線の道路の反対側は農地として残るのですか。

関係課 はい。

F委員 人が増えてきているので、農業地域を縮小し宅地化したということなのでしょうか。

関係課 都市計画マスタープランの中で、平成 32 年度を目標に人口がどのように伸びていくか記載してあり、それに基づき適切な市街地規模を位置づけています。その範囲の中で市街地を拡大しているものです。

F委員 先ほどの発言にありましたように、住民が住んでいく土地というものになっていくのであれば、災害に対しては個別法等の手続きできちんとされているとは思いますが、危険区域が含まれている場合は、それを踏まえて検討したほうがよいのかなと思いました。

会長 ここでいただいた意見は、東広島市なり、県の都市計画サイドのほうにどのように伝わるのでしょうか。

事務局 毎回、議事録は関係課に送付しています。個別的な意見についてはその都度連絡しております。ただそれぞれの審議会等にはそれぞれのルールがございますので、その点については御理解をお願いします。

E委員 先ほどの道路を挟んだ西側の土地には開発計画はないのですか。

関係課 現時点ではございません。

A委員 農業からの立場から言えば、都市農業振興基本法ができて、都市農業振興基本計画を策定することになっております。農業は災害を多面的機能で防げる部分があります。そういった位置付けを踏まえながら、都市における農地のあり方、開発が進んでいる地域の農業をどう残すのかという基本計画の策定を、県なり市なりで加速していただきたいと思っています。

会長 それでは、ただいまの案件につきまして、質疑は終わりにさせていただきます。この案件は、御了承いただいたということによろしいでしょうか。

各委員 はい。

会長 それでは、その他の事項として、事務局から何かございましたら、お願いします。

事務局 1点ございます。土地利用基本計画変更に係る今後のスケジュールについてですが、本日、答申をいただきました「広島県土地利用基本計画の変更(案)」につきまして、国への意見聴取の後、土地利用基本計画の変更を行い、公表をさせていただくこととしております。

会長

以上をもちまして、本日の審議を終わります。

委員の皆様方には、熱心に御審議いただき、また、議事の運営につきましては、格別の御協力をいただき、誠にありがとうございました。

それでは、進行を事務局の方へお返しします。

7 会議の資料名一覧

資料番号 1 広島県土地利用基本計画に関連する埋立地及び林地開発の状況について

資料番号 2 広島県土地利用基本計画の変更案の概要

資料番号 3 広島県土地利用基本計画の変更案

資料番号 4 国土利用における主要な国等の動き

【参考資料】

資料番号 5 土地利用基本計画の制度の概要

資料番号 6 広島県土地利用基本計画の概要

資料番号 7 広島県土地利用基本計画書【現行計画】

資料番号 8 広島県国土利用計画審議会条例，運営要綱

(その他)

資料番号 9 第51回広島県国土利用計画審議会（説明用資料）